

○国土交通省告示第

号(案)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める告示を制定する。

平成十九年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 少なくとも一の建築物の部分について令第八十一条第二項第一号イ又はロに定める構造計算（本告示に定める基準に従った構造計算を除く。）によるものであることとする。

二 第一号に掲げる建築物の部分以外の建築物の部分にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造計算によるものであることとする。

イ 当該建築物の部分の規模又は構造が法第二十条第二号に掲げる建築物の区分に該当するものうち、高さが三十一メートルを超える建築物の部分 令第八十一条第二項第一号イ又はロに定める構造計算（本告示に定める基準に従った構造計算を除く。）

ロ 当該建築物の部分の規模又は構造が法第二十条第二号に掲げる建築物の区分に該当するものうち、高さが三十一メートル以下の建築物の部分（令第八十一条第二項第二号イに定める構造計算によつて安全性を確かめる場合にあつては、令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合する構造方法を用いたものに限る。） 令第八十一条第二項第二号イ又はロに定める構造計算（本告示に定める基

準に従った構造計算を除く。）

ハ 当該建築物の部分の規模又は構造が法第二十条第三号又は第四号に掲げる建築物の区分に該当する建築物の部分（令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合する構造方法を用いたものに限る。）

） 令第八十一条第三項に定める構造計算

三 前各号に掲げる建築物の部分が令第八十七条に規定する風圧力及び令第八十八条に規定する地震力によつて相互に衝突しないことを確かめることとする。